



沖行発第 44 号
令和 6 年 5 月 7 日

沖縄県農林水産部
農政経済課
課長 長元 司 様

沖縄県行政書士会
会長 白木 純



土地家屋調査士の「非農地証明書」及び「現況証明書」の申請について

背景 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より私たち沖縄県行政書士会の業務に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、土地家屋調査士より「非農地証明書」及び「現況証明書」の申請について現在、各農業委員会より申請の受付ができない旨の問い合わせがありました。各証明書については土地家屋調査士の本来の業務である「地目変更」の業務に付随する証明書であり、当会といたしましては各証明書の申請につきましては土地家屋調査士も申請できるものと認識しております。

つきましては、各証明書の申請におきましては土地家屋調査士の申請を取り扱いいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後、土地家屋調査士等の他士業からの申請につきまして、申請の可否の判断等不明な点が出てきた場合は、沖縄県と当会とその都度協議をしていき、円滑な運営ができればと考えておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 土地家屋調査士の「非農地証明書」及び「現況証明書」の申請としましては土地家屋調査士の本来業務である「地目変更」の付随業務としてできるものとする。

以上